

ふそうケアセンター 通所介護及び第 1 号通所サービス事業 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 扶桑管理サービスが開設するふそうケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び第 1 号通所サービス事業（介護予防通所介護相当サービス）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 ふそうケアセンター

所在地 東京都福生市福生二宮 2 4 6 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、必要な員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の具体的な員数は「重要事項説明書」において記載する。

(1) 管理者： 1 名。常勤とし、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 事業従事者

① 生活相談員： 提供日ごとの提供時間帯に勤務している時間数の合計を提供日ごとの提供時間帯で割った数が、1 名以上となり、かつ提供時間帯に常に 1 名以上となる員数。

1 名は常勤とし、指定通所介護の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。

また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

② 看護職員： サービス提供日ごとに必ず専従の看護職員を 1 名以上配置し、利用者の健康状態の確認等を行う。

③ 介護職員： 提供日ごとの提供時間帯に勤務している時間数の合計を提供日ごとの提供時間帯で割った数が、定員の 30 名に対して 4 名以上となり、かつ提供時間帯に常に 1 名以上となる員数。

介護職員のうち 1 名は常勤とし、看護職員及び介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、

必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- ④ 機能訓練指導員： 1名以上。日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- ⑤ 調理員（委託）： 利用者の昼食等を調理する。
- ⑥ 運転手： 利用者の送迎を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日 ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分

（サービス提供時間及び利用定員）

第6条 事業所のサービス提供時間及び利用者の定員は、下記のとおりとする。

- （1）サービス提供時間帯 午前9時00分から午後4時30分
- （2）定員 30人

（事業の提供方法、内容）

第7条 事業の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。次に掲げるサービスを提供する。

- （1）身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
： 排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護
- （2）入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
： 衣類着脱の介護、身体清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助
- （3）食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。
： 食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助
- （4）アクティビティ・サービスに関すること
利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
： レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、体操
- （5）送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う。
- （6）相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

(指定居宅介護支援事業者との連携等)

第8条 事業の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。
- 3 正当な理由なく事業の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して事業の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

第9条 事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった通所介護計画及び第1号通所サービス事業計画（以下「計画書」という。）を作成する。

- 2 計画書の作成・変更の際には、利用者に計画書を交付して説明を行い、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。
- 3 利用者に対し、計画書に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(事業の提供記録の記載)

第10条 従事者は、事業を提供した際には、その提供日・内容、当該事業について、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(事業の利用料等及び支払いの方法)

第11条 事業を提供した場合の利用料の額は、別紙1の料金表によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に基づく額とする。

- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日に事業を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティ・サービスにかかる諸経費については、別紙1に掲げる費用を徴収する。
- 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
- 4 事業の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、福生市、羽村市(一部地域)、昭島市(一部地域)、あきる野市(一部地域)、瑞穂町(一部地域)とする。

<一部地域の内容>

- 羽村市：双葉町、神明台、川崎
- 昭島市：松原町、美堀町、緑町
- あきる野市：平沢東、二宮東、小川東
- 瑞穂町：むさし野、南平

(契約書の作成)

第 13 条 事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書を交付して説明を行い、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

(虐待防止)

第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じることとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報することとする。

(緊急時等における対応方法)

第 15 条 従事者等は、事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年 2 回
避難訓練	年 2 回
通報訓練	年 2 回

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 17 条 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修及び訓練を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護(指定予防通所事業)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的
- に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携)

第19条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第20条 利用者が入浴室及び食堂等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(苦情処理)

第21条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第22条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
- 二 継続研修 年2回以上

- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者

に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を就業規則及び雇用誓約書に明記する。

3 事業の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。

4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

第 23 条 事業所は、すべての通所介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業員の資質向上のために研修体制の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修 採用後 3 カ月以内

（２）継続研修 年 1 回

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 15 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数）

平成 20 年 17 月 26 日 変更（第 4 条 介護職員の員数、第 5 条 営業日、第 6 条 サービス提供時間帯）

平成 21 年 12 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数、第 6 条 利用定員）

平成 21 年 13 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数）

平成 21 年 14 月 11 日 変更（第 11 条 利用料 別紙 2）

平成 21 年 15 月 11 日 変更（第 4 条 機能訓練指導員の員数）

平成 21 年 16 月 15 日 変更（第 4 条 介護職員の員数）

平成 21 年 11 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数）

平成 22 年 13 月 11 日 変更（第 11 条 利用料 別紙 2）

平成 22 年 15 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数、第 6 条 利用定員）

平成 22 年 18 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数）

平成 22 年 11 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数）

平成 23 年 14 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数、第 6 条 利用定員、第 11 条 利用料 別紙 2）

平成 24 年 14 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数、第 11 条 利用料 別紙 2）

平成 24 年 14 月 16 日 変更（第 4 条 介護職員の員数）

平成 24 年 18 月 11 日 変更（第 11 条 利用料 別紙 2）

平成 24 年 10 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数 別紙 1）

平成 24 年 12 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数）

平成 25 年 14 月 11 日 変更（第 4 条 生活相談員・介護職員の員数、第 5 条 営業日、第 6 条 利用定員）

平成 25 年 17 月 14 日 変更（第 4 条 看護職員・機能訓練指導員の員数）

平成 25 年 18 月 15 日 変更（第 4 条 生活相談員の員数、別紙 1）

平成 25 年 10 月 11 日 変更（第 6 条 利用定員）

平成 26 年 13 月 11 日 変更（第 4 条 看護職員・機能訓練指導員の員数）

平成 26 年 14 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数、第 11 条 利用料 別紙 2）

平成 26 年 17 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数、第 11 条 利用料）

平成 27 年 14 月 11 日 変更（第 6 条 利用定員、第 11 条 利用料 別紙 1）

平成 27 年 15 月 11 日 変更（第 11 条 利用料 別紙 1）

平成 27 年 18 月 11 日 変更（第 11 条 利用料 別紙 1）

平成 28 年 14 月 11 日 変更（第 11 条 利用料 別紙 1）

平成 28 年 15 月 11 日 変更（第 11 条 利用料 別紙 1）

平成 29 年 14 月 11 日 変更（第 11 条 利用料 別紙 1）

平成 29 年 16 月 25 日 変更（第 4 条 看護職員の員数、第 9 条の 2 及び第 13 条 文言修正、第 11 条 利用料 別紙 1）

平成 30 年 11 月 14 日 変更（第 4 条 介護職員の員数、第 5 条 営業日、第 6 条 利用定員）

平成 30 年 14 月 11 日 変更（全文にわたり事業内容より介護予防通所介護を削除し第 1 号通所サービス事業を加える、第 11 条 利用料の額及び別紙 1）

平成 30 年 15 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数、第 6 条 利用定員）

令和 01 年 10 月 11 日 変更（第 11 条 利用料 別紙 1）

令和 02 年 12 月 11 日 変更（第 5 条 営業日及び営業時間）

令和 03 年 14 月 11 日 変更（第 11 条 利用料 別紙 1）

令和 03 年 10 月 11 日 変更（第 4 条 介護職員の員数、第 6 条 利用定員）
追加（第 14 条 虐待防止）

※ 第 14 条の追加により以下の条文を 1 条ずつ繰り下げる

令和 03 年 12 月 11 日 変更（第 11 条 利用料 別紙 1）

令和 04 年 10 月 11 日 変更（第 11 条 利用料 別紙 1）

令和 6 年 6 月 1 日 追加（第 2 条 3・4 追加、第 16 条 2 追加、第 17 条 3 追加、
第 18 条 業務継続計画の算定など 追加 第 23 条 追加）
第 19 条 地域との連携 追加
変更（第 11 条 利用料 別紙 1）

※ 第 18 条、第 19 条の追加により以下の条文を 1 条ずつ繰り下げる

(別 紙1)

第11条(指定通所介護及び介護予防通所介護の利用料等)

(1) 介護保険給付対象サービスの利用料 利用者の自己負担割合: 1割

通常規模型通所介護費 3時間以上4時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152241]	370	¥3,866	¥3,479	¥387
要介護2 [152242]	423	¥4,420	¥3,978	¥442
要介護3 [152243]	479	¥5,005	¥4,504	¥501
要介護4 [152244]	533	¥5,569	¥5,012	¥557
要介護5 [152245]	588	¥6,144	¥5,529	¥615

通常規模型通所介護費 4時間以上5時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152246]	388	¥4,054	¥3,648	¥406
要介護2 [152247]	444	¥4,639	¥4,175	¥464
要介護3 [152248]	502	¥5,245	¥4,720	¥525
要介護4 [152249]	560	¥5,852	¥5,266	¥586
要介護5 [152250]	617	¥6,447	¥5,802	¥645

通常規模型通所介護費 5時間以上6時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152341]	570	¥5,956	¥5,360	¥596
要介護2 [152342]	673	¥7,032	¥6,328	¥704
要介護3 [152343]	777	¥8,119	¥7,307	¥812
要介護4 [152344]	880	¥9,196	¥8,276	¥920
要介護5 [152345]	984	¥10,282	¥9,253	¥1,029

通常規模型通所介護費 6時間以上7時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152346]	584	¥6,102	¥5,491	¥611
要介護2 [152347]	689	¥7,200	¥6,480	¥720
要介護3 [152348]	796	¥8,318	¥7,486	¥832
要介護4 [152349]	901	¥9,415	¥8,473	¥942
要介護5 [152350]	1,008	¥10,533	¥9,479	¥1,054

通常規模型通所介護費 7時間以上8時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152441]	658	¥6,876	¥6,188	¥688
要介護2 [152442]	777	¥8,119	¥7,307	¥812
要介護3 [152443]	900	¥9,405	¥8,464	¥941
要介護4 [152444]	1,023	¥10,690	¥9,621	¥1,069
要介護5 [152445]	1,148	¥11,996	¥10,796	¥1,200

利用される方全員に算定される加算

加算サービス名 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ [156099]※	22	¥229	¥206	¥23
介護職員処遇改善加算Ⅲ [156104]※	月間利用総単位数の2.3% (利用者負担額1割)			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ [156111]※	月間利用総単位数の1.2% (利用者負担額1割)			
介護職員等ベースアップ等支援加算 [156114]※	月間利用総単位数の1.1% (利用者負担額1割)			

利用された方だけに算定される加算

加算サービス名 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
入浴介助加算Ⅰ [155301]	40	¥418	¥376	¥42
送迎を行わない場合(片道) [155612]	-47	¥-491	¥-441	¥-50

第1号通所サービス事業(介護予防通所介護相当サービス)

要支援度 [サービスコード]	単位/月	単価/月	介護保険請求額	利用者負担額
要支援1 [A61111]	1,798	¥18,789	¥16,910	¥1,879
要支援2 [A61121]	3,621	¥37,839	¥34,055	¥3,784

利用される方全員に算定される加算

要支援度 [サービスコード]	単位/月	単価/月	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1 要支援1 [A66011]※	88	¥919	¥827	¥92
サービス提供体制強化加算Ⅰ 2 要支援2 [A66012]※	176	¥1,839	¥1,655	¥184
介護職員処遇改善加算Ⅲ [A66111]※	月間利用総単位数の2.3% (利用者負担額1割)			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ [A66118]※	月間利用総単位数の1.2% (利用者負担額1割)			
介護職員等ベースアップ等支援加算 [A66114]※	月間利用総単位数の1.1% (利用者負担額1割)			

※ 支給限度額管理対象外

(2) 介護保険給付対象サービスの利用料 利用者の自己負担割合：2割

通常規模型通所介護費 3時間以上4時間未満

要介護度【サビコード】	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1【152241】	370	¥3,866	¥3,092	¥774
要介護2【152242】	423	¥4,420	¥3,536	¥884
要介護3【152243】	479	¥5,005	¥4,004	¥1,001
要介護4【152244】	533	¥5,569	¥4,455	¥1,114
要介護5【152245】	588	¥6,144	¥4,915	¥1,229

通常規模型通所介護費 4時間以上5時間未満

要介護度【サビコード】	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1【152246】	388	¥4,054	¥3,243	¥811
要介護2【152247】	444	¥4,639	¥3,711	¥928
要介護3【152248】	502	¥5,245	¥4,196	¥1,049
要介護4【152249】	560	¥5,852	¥4,681	¥1,171
要介護5【152250】	617	¥6,447	¥5,157	¥1,290

通常規模型通所介護費 5時間以上6時間未満

要介護度【サビコード】	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1【152341】	570	¥5,956	¥4,764	¥1,192
要介護2【152342】	673	¥7,032	¥5,625	¥1,407
要介護3【152343】	777	¥8,119	¥6,495	¥1,624
要介護4【152344】	880	¥9,196	¥7,356	¥1,840
要介護5【152345】	984	¥10,282	¥8,225	¥2,057

通常規模型通所介護費 6時間以上7時間未満

要介護度【サビコード】	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1【152346】	584	¥6,102	¥4,881	¥1,221
要介護2【152347】	689	¥7,200	¥5,760	¥1,440
要介護3【152348】	796	¥8,318	¥6,654	¥1,664
要介護4【152349】	901	¥9,415	¥7,532	¥1,883
要介護5【152350】	1,008	¥10,533	¥8,426	¥2,107

通常規模型通所介護費 7時間以上8時間未満

要介護度【サビコード】	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1【152441】	658	¥6,876	¥5,500	¥1,376
要介護2【152442】	777	¥8,119	¥6,495	¥1,624
要介護3【152443】	900	¥9,405	¥7,524	¥1,881
要介護4【152444】	1,023	¥10,690	¥8,552	¥2,138
要介護5【152445】	1,148	¥11,996	¥9,596	¥2,400

利用される方全員に算定される加算

加算サービス名【サビコード】	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ【156099】※	22	¥229	¥183	¥46
介護職員処遇改善加算Ⅲ【156104】※	月間利用総単位数の2.3%（利用者負担額2割）			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ【156111】※	月間利用総単位数の1.2%（利用者負担額2割）			
介護職員等ベースアップ等支援加算【156114】※	月間利用総単位数の1.1%（利用者負担額2割）			

利用された方だけに算定される加算

加算サービス名【サビコード】	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
入浴介助加算Ⅰ【155301】	40	¥418	¥334	¥84
送迎を行わない場合（片道）【155612】	-47	¥-491	¥-392	¥-99

第1号通所サービス事業（介護予防通所介護相当サービス）

要支援度【サビコード】	単位/月	単価/月	介護保険請求額	利用者負担額
要支援1【A61111】	1,798	¥18,789	¥15,031	¥3,758
要支援2【A61121】	3,621	¥37,839	¥30,271	¥7,568

利用される方全員に算定される加算

要支援度【サビコード】	単位/月	単価/月	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ 1 要支援1【A66011】※	88	¥919	¥735	¥184
サービス提供体制強化加算Ⅰ 2 要支援2【A66012】※	176	¥1,839	¥1,471	¥368
介護職員処遇改善加算Ⅲ【A66111】※	月間利用総単位数の2.3%（利用者負担額2割）			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ【A66118】※	月間利用総単位数の1.2%（利用者負担額2割）			
介護職員等ベースアップ等支援加算【A66114】※	月間利用総単位数の1.1%（利用者負担額2割）			

※ 支給限度額管理対象外

(3) 介護保険給付対象サービスの利用料 利用者の自己負担割合：3割

通常規模型通所介護費 3時間以上4時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152241]	370	¥3,866	¥2,706	¥1,160
要介護2 [152242]	423	¥4,420	¥3,094	¥1,326
要介護3 [152243]	479	¥5,005	¥3,503	¥1,502
要介護4 [152244]	533	¥5,569	¥3,898	¥1,671
要介護5 [152245]	588	¥6,144	¥4,300	¥1,844

通常規模型通所介護費 4時間以上5時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152246]	388	¥4,054	¥2,837	¥1,217
要介護2 [152247]	444	¥4,639	¥3,247	¥1,392
要介護3 [152248]	502	¥5,245	¥3,671	¥1,574
要介護4 [152249]	560	¥5,852	¥4,096	¥1,756
要介護5 [152250]	617	¥6,447	¥4,512	¥1,935

通常規模型通所介護費 5時間以上6時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152341]	570	¥5,956	¥4,169	¥1,787
要介護2 [152342]	673	¥7,032	¥4,922	¥2,110
要介護3 [152343]	777	¥8,119	¥5,683	¥2,436
要介護4 [152344]	880	¥9,196	¥6,437	¥2,759
要介護5 [152345]	984	¥10,282	¥7,197	¥3,085

通常規模型通所介護費 6時間以上7時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152346]	584	¥6,102	¥4,271	¥1,831
要介護2 [152347]	689	¥7,200	¥5,040	¥2,160
要介護3 [152348]	796	¥8,318	¥5,822	¥2,496
要介護4 [152349]	901	¥9,415	¥6,590	¥2,825
要介護5 [152350]	1,008	¥10,533	¥7,373	¥3,160

通常規模型通所介護費 7時間以上8時間未満

要介護度 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 [152441]	658	¥6,876	¥4,813	¥2,063
要介護2 [152442]	777	¥8,119	¥5,683	¥2,436
要介護3 [152443]	900	¥9,405	¥6,583	¥2,822
要介護4 [152444]	1,023	¥10,690	¥7,483	¥3,207
要介護5 [152445]	1,148	¥11,996	¥8,397	¥3,599

利用される方全員に算定される加算

加算サービス名 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ [156099]※	22	¥229	¥160	¥69
介護職員処遇改善加算Ⅲ [156104]※	月間利用総単位数の2.3% (利用者負担額3割)			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ [156111]※	月間利用総単位数の1.2% (利用者負担額3割)			
介護職員等ベースアップ等支援加算 [156114]※	月間利用総単位数の1.1% (利用者負担額3割)			

利用された方だけに算定される加算

加算サービス名 [サービスコード]	単位/日	単価/日	介護保険請求額	利用者負担額
入浴介助加算Ⅰ [155301]	40	¥418	¥292	¥126
送迎を行わない場合(片道) [155612]	-47	¥-491	¥-343	¥-148

第1号通所サービス事業(介護予防通所介護相当サービス)

要支援度 [サービスコード]	単位/月	単価/月	介護保険請求額	利用者負担額
要支援1 [A61111]	1,798	¥18,789	¥13,152	¥5,637
要支援2 [A61121]	3,621	¥37,839	¥26,487	¥11,352

利用される方全員に算定される加算

要支援度 [サービスコード]	単位/月	単価/月	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅰ 要支援1 [A66011]※	88	¥919	¥643	¥276
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援2 [A66012]※	176	¥1,839	¥1,287	¥552
介護職員処遇改善加算Ⅲ [A66111]※	月間利用総単位数の2.3% (利用者負担額3割)			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ [A66118]※	月間利用総単位数の1.2% (利用者負担額3割)			
介護職員等ベースアップ等支援加算 [A66114]※	月間利用総単位数の1.1% (利用者負担額3割)			

※ 支給限度額管理対象外

(4) 介護保険給付対象外サービスの利用料

昼食代	1食 670円（非課税）
おやつ代（※1）	1食 150円（非課税）
おむつ代（※2）	テープ式1枚 130円（非課税）
	パンツ式1枚 130円（非課税）
	パット 1枚 50円（非課税）
通常の実施地域を超える交通費	事業所から、通常の実施地域を越えて1Kmにつき 33円（税込）
その他（※3）	・教養娯楽費：実費 （ご利用者の希望に応じて提供致します）

※1 飲み物代：50円を含みます。

※2 処分費用を含みます。